

四国の地上デジタル放送のあゆみ

～目次～

	＜ページ＞
I 目的及び年表	
1 地上デジタル放送の目的	3
2 地上デジタル放送年表	4
II 四国の地上デジタル放送への完全移行	
1 アナログ周波数変更対策	9
2 地上デジタル放送局の整備	11
3 地域特有の課題解決	16
4 地上デジタル放送開始等の周知広報	17
5 ケーブルテレビ対策（デジアナ変換）	18
6 アナログ放送終了周知	19
7 アナログ停波時の状況	20
8 周波数リパック	21
9 送信側対策（新たな難視地区対策）	23
10 新たな難視対策世帯の推移	25
11 デジアナ変換サービスの終了	26
III 地上デジタル放送関連の主な支援策の実績	
1 円滑な移行のための環境整備・支援	28
2 受信者への支援	29
3 地デジチューナーの支援	30
4 デジタル中継局の整備に対する支援	31
5 共聴施設への支援	32
6 デジアナ変換導入への支援	35
7 新たな難視対策	36
8 暫定的な衛星利用による難視聴対策	37
9 デジタル混信対策	38

I 目的及び年表

I-1 地上デジタル放送の目的

1 多様なサービスを実現

地上デジタル放送では、デジタルハイビジョンの高画質・高音質番組に加えて、双方向サービス、高齢者や障害のある方にやさしいサービス、暮らしに役立つ地域情報などが提供されています。また、携帯電話、移動体向けのワンセグサービスも開始されています。

2 電波の有効利用

通信や放送などに使える電波は無限ではなく、ある一定の周波数に限られています。使用できる周波数に余裕がなく過密に使用されていましたが、地上デジタル放送では大幅にチャンネルを減らすことができ、空いた周波数を他の用途への有効利用が可能となりました。

3 情報の基盤

地上デジタル放送対応テレビをネットに接続し、より多くの情報を得ることができます。テレビをデジタル化することで、誰もが情報通信技術の恩恵を受けられるような社会にすることは、国の重要な未来戦略であり遅らせることのできない施策です。

I-2 地上デジタル放送(地デジ化)年表

	全国	四国
平成6年4月22日	「放送のデジタル化に関する研究会」報告書(デジタル化推進の基本方針等)	
平成7年3月	「マルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会」報告書(地デジ化を2000年代前半と設定)	
平成8年6月	「地上デジタル放送共同実験連絡会」設置(技術的な実証実験)	
平成13年3月12日		「岡山・香川地上デジタル放送推進協議会」設立
平成13年4月27日		徳島・愛媛・高知の各「地上デジタル放送推進協議会」の設立
平成13年7月17日	「全国地上デジタル放送推進協議会」の設立	
平成13年7月25日	放送普及基本計画、周波数割当計画及び放送用周波数使用計画の変更(地上デジタル放送に関する規定の整備。アナログ放送の終了期限を平成23年7月24日までと規定。)	

	全国	四国
平成13年8月10日	アナログ周波数変更対策の実施機関として、社団法人電波産業会（ARIB）を指定	
平成15年3月1日	「総務省地デジコールセンター」設置（視聴者相談対応）	
平成15年4月		アナログ周波数変更対策（チャンネル変更）を鳴門北灘局（徳島県）より開始
平成15年5月23日	「地上デジタル推進全国会議」設置（地デジの普及推進）	
平成15年12月1日	東京・名古屋・大阪で地上デジタル放送開始	
平成16年1月		ARIB瀬戸内地域アナログテレビチャンネル変更対策受信対策センターの開所（愛媛地域受信対策センター、徳島・香川地域受信対策センター）
平成17年7月1日		ARIB瀬戸内地域センターの「徳島・香川地域受信対策センター」を「徳島・香川・高知受信対策センター」に変更
平成18年4月1日	ワンセグ放送サービス開始	
平成18年10月1日		徳島・松山・高知で地上デジタル放送開始
平成18年12月1日		高松で地上デジタル放送開始

	全国	四国
平成18年12月1日		地上デジタル放送中継局の整備を北讃岐局(香川県)より開始
平成19年3月	アナログ周波数変更対策を完了(全国653地域471万世帯の対策完了)	長浜出海局(愛媛県)の旧波停波をもって、4年間にわたるアナログ周波数変更対策を完了(70地域約38万世帯)
平成19年4月	デジタル中継局(自立建設困難)整備支援を開始	
平成19年4月	辺地共聴施設整備支援を開始	
平成19年7月末日	ARIB地域受信対策センター(のべ30ヶ所)を閉所	「愛媛地域」「徳島・香川・高知」の各「受信対策センター」を閉所
平成20年7月	デジタル中継局(新局)整備支援を開始	
平成20年10月1日	「総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)」開設(11ヶ所)	「総務省四国地域テレビ受信者支援センター」(松山市)を開設
平成21年2月2日	デジサポ拡充(51ヶ所)	四国各県の4ヶ所に拡充(徳島市、高松市、松山市、高知市)
平成21年5月11日	受信障害対策共聴施設の助成金募集開始	
平成21年8月17日	集合住宅共聴施設の助成金募集開始	
平成21年10月1日	地デジ簡易チューナー給付支援の申込受付開始	
平成22年2月19日	総務省よりCATV事業者にデジアナ実施を要請	
平成22年3月11日	地デジ難視対策の暫定衛星放送の開始	

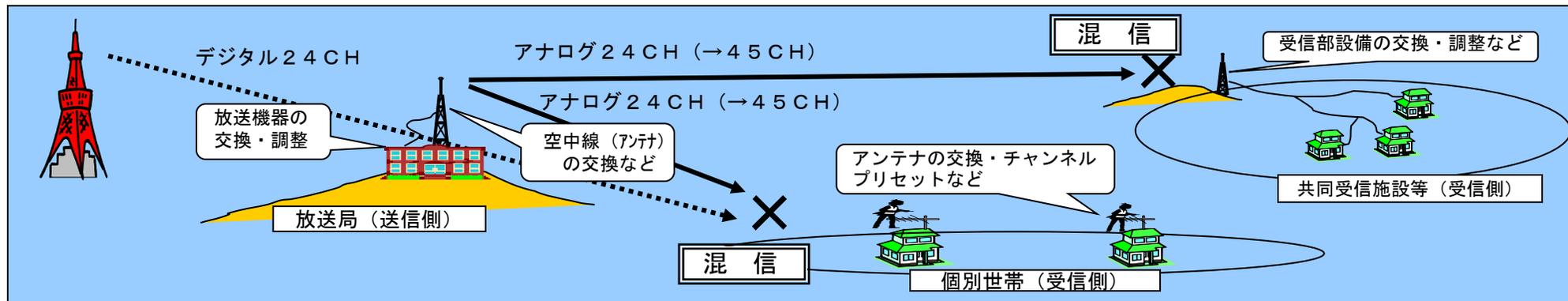
	全国	四国
平成22年4月	新たな難視対策事業の個別受信視聴対策(高性能アンテナ、CATV加入)の開始	
平成22年4月	デジタル混信対策の開始	
平成22年4月	デジアナ変換導入への支援開始	
平成22年7月14日		デジアナ変換サービスを(株)四国中央テレビ(愛媛県)と四国中央市(愛媛県)が開始(全国初)
平成23年7月24日	アナログ放送の終了・地デジへの完全移行(東北3県H24.3.31を除く)	
平成24年2月24日	デジサポ一部整理(51ヶ所のうち34ヶ所閉所)	香川・高知のデジサポの閉所
平成24年8月31日	デジサポ拠点整理(全国14拠点)	徳島のデジサポの閉所
平成25年4月1日	デジサポ拠点整理(全国8ヶ所)	
平成27年3月まで	「デジアナ変換サービス」終了 (事業者により終了予定日は相違)	徳島県の一部事業者は、4月までに終了予定
平成27年3月31日	地デジ難視対策の暫定衛星放送の終了	

Ⅱ 四国の地上デジタル 放送への完全移行

Ⅱ-1-① アナログ周波数変更対策（平成15～19年）

- 1 我が国の厳しい周波数事情の中、地上デジタル放送を開始するためには、当時のアナログ放送のチャンネルを変更しなければならない地域が一部にあった（イメージ図）。
- 2 そのための費用を国費で負担するため、電波利用料を充当可能とする電波法改正を実施（平成13年7月）。
- 3 アナログ周波数変更対策業務を行う指定周波数変更対策機関として、社団法人電波産業会（ARIB）を指定（平成13年8月）。平成16年1月に「瀬戸内地域アナログテレビチャンネル変更対策受信対策センター」を開所し、同3月から受信対策を開始。

（参 考）イメージ図

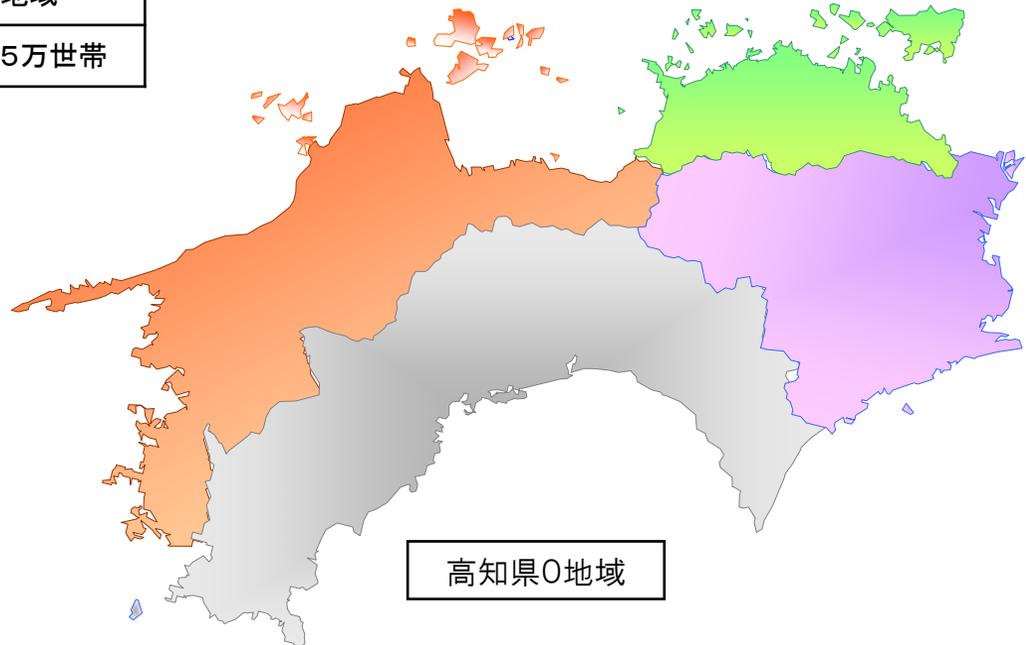


Ⅱ-1-② 四国のアナログ周波数変更対策状況

	四国
	対策数
地域数	70地域
世帯数	約30万世帯

	香川県
	対策数
地域数	30地域
世帯数	約23.2万世帯

	愛媛県
	対策数
地域数	29地域
世帯数	約14.5万世帯



	徳島県
	対策数
地域数	11地域
世帯数	約0.3万世帯

Ⅱ-2 地上デジタル放送局の整備

	局所数	放送事業者（局数）
徳島県	42	NHK総合・教育 (42) 四国放送(株) (37)
香川県	27	NHK総合・教育 (25) 西日本放送(株) (15) (株)瀬戸内海放送 (12) 山陽放送(株) (10) 岡山放送(株) (10) テレビせとうち(株) (8)
愛媛県	66	NHK総合・教育 (66) 南海放送(株) (40) (株)テレビ愛媛 (40) (株)あいテレビ (24) (株)愛媛朝日テレビ (22)
高知県	69	NHK総合・教育 (69) (株)高知放送 (54) (株)テレビ高知 (54) 高知さんさんテレビ(株) (54)

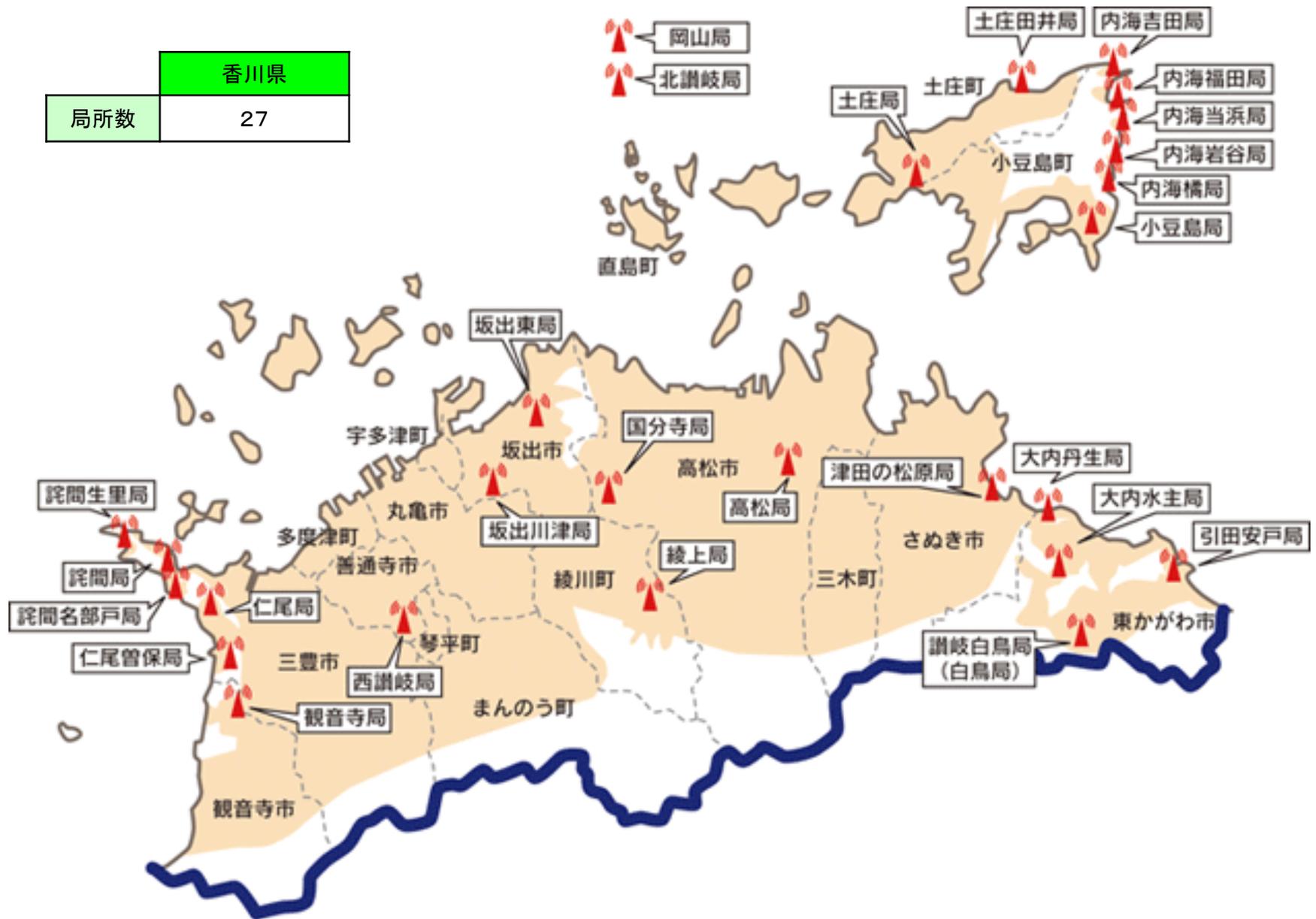
Ⅱ-2-① 地上デジタル放送局の整備状況(徳島県)

	徳島県
局所数	42



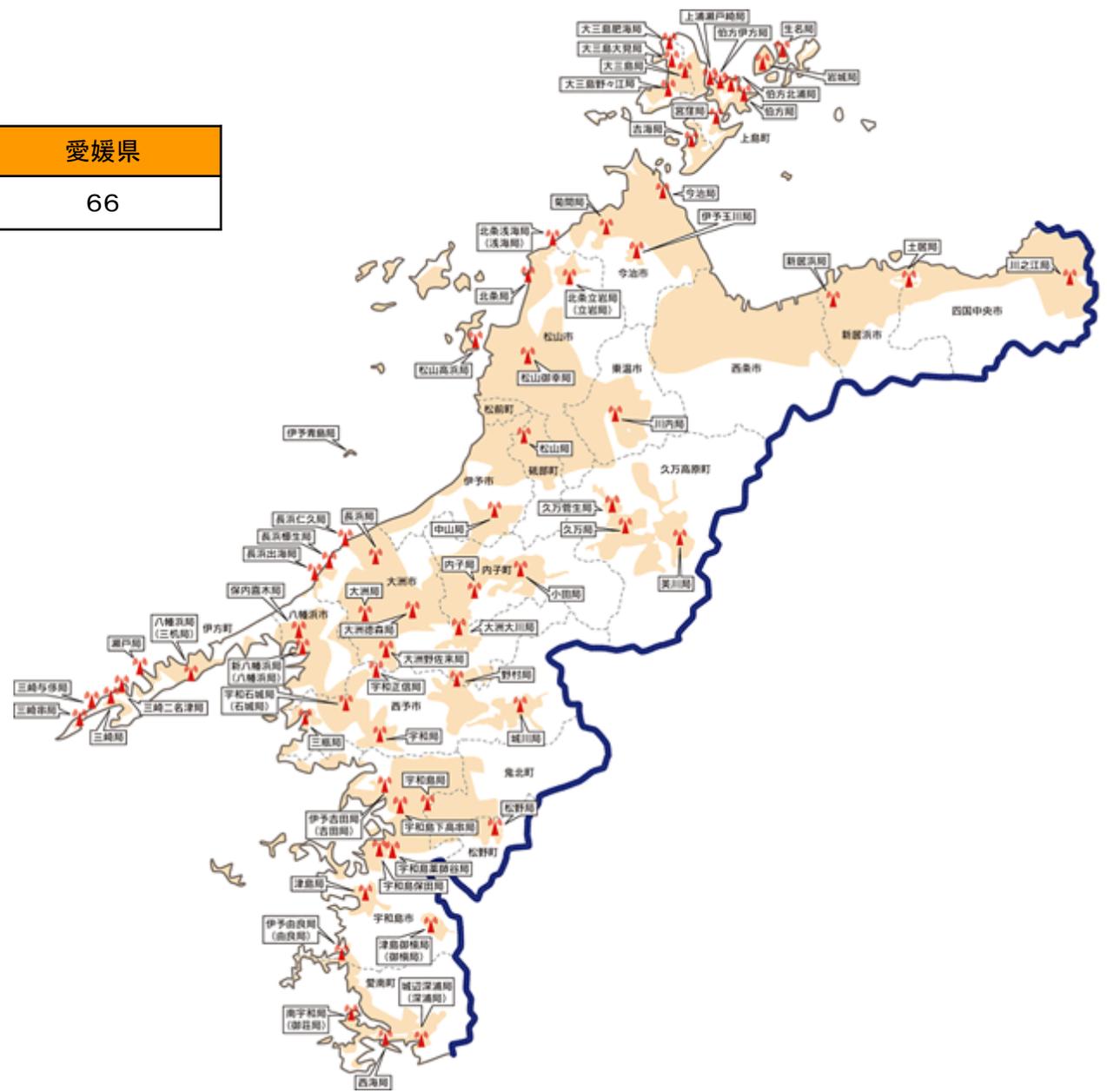
Ⅱ-2-② 地上デジタル放送局の整備状況(香川県)

	香川県
局所数	27

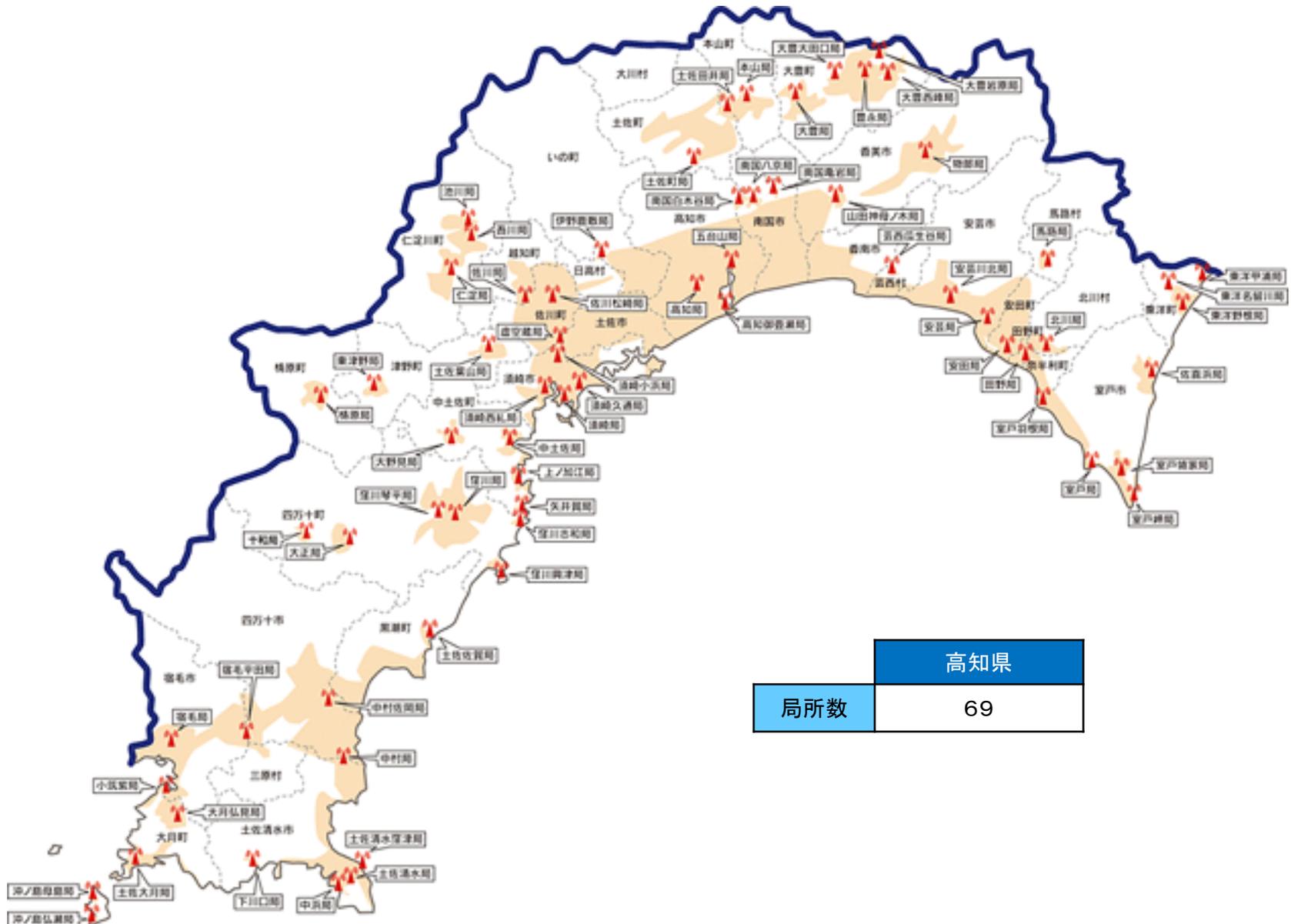


Ⅱ-2-③ 地上デジタル放送局の整備状況(愛媛県)

	愛媛県
局所数	66



Ⅱ-2-④ 地上デジタル放送局の整備状況(高知県)



	高知県
局所数	69

Ⅱ-3 地域特有の課題解決

徳島県：ほぼ全域にわたる区域外波（近畿広域）の受信困難対策

【対応】 徳島県が市町村と連携し「全県CATV網構想」を推進し、総務省の平成18～21年度「地域情報通信基盤整備推進交付金」などでケーブルテレビを整備（徳島県のCATV普及率が全国1位）。新たな難視対策としてケーブルテレビ加入対策を実施。

香川県：①小豆島東部の区域外波（近畿広域）の受信困難地区対策 ②高松市香川町の広島局フェージング混信の視聴困難地区対策

- 【対応】 ① 新たな難視対策として高性能アンテナ対策及び共聴新設対策を実施。
② 高松市香川町で、西日本放送(株)及びテレビせとうち(株)の西讃岐局受信に影響があり、西讃岐局と同一場所に、混信のないチャンネルでの中継局琴平局を新設する対策を実施。

愛媛県：①今治市のデジタル化推進 ②双海～長浜地区のデジタル難視対策

- 【対応】 ① (株)テレビ愛媛の今治市菊間デジタル中継局は、(株)あいテレビの新居浜アナログ中継局(ITV)と同一の27chを使用しており、D/A混信を回避するため菊間デジタル中継局の東側電波を抑制してきたが、同市内のデジタル化を推進するため、混信対策を図り、その抑制を解除。
② 複合要因(新たな難視、区域外受信困難、DD混信)により双海～長浜地区の広範囲にデジタル難視が発生したが、送信側対策(中継局整備)、受信側対策(共聴新設等)を実施。

Ⅱ-4 地上デジタル放送開始等の周知広報

- 地上デジタル放送開始やアナログ放送終了に向けてイベント等の周知広報を実施。



平成18年10月1日「愛媛県地上デジタル放送開始記念式典」
～スイッチ押して放送開始！ モニター火入れ式～



平成21年7月11日アナログ放送終了2年前PRイベント
～早めにご準備！愛媛の地デジ～

Ⅱ-5 ケーブルテレビ対策(デジアナ変換)(平成22~27年)

ケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信する「デジアナ変換」は、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設のデジタル化に関する住民等の合意形成を加速化させるとともに、

- ・ 使用可能なアナログ受信機をアナログ放送終了後も継続して使用したいという視聴者要望への対応
- ・ 2台目、3台目を含むアナログ受信機の買い換えに要する視聴者負担の平準化
- ・ アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化

等に寄与することが期待。

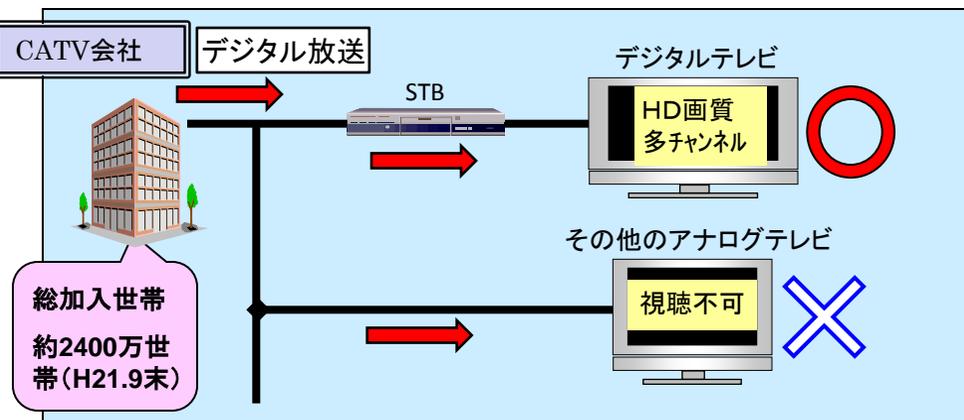
このため、平成23年7月24日の地上デジタル放送への移行のための環境を整備する観点から、平成27年3月末までの暫定的措置としてデジアナ変換の導入を促進することとし、国がケーブルテレビ事業者に平成22年に導入を要請。

一方、ケーブルテレビ事業者にとって、①ケーブルテレビの帯域を大幅に占有するため、多チャンネル化やハイビジョン化への障害となること、②導入費用の回収が困難であること等から、共聴施設の巻き取りを行う場合のデジアナ変換の導入についての支援措置を実施。

四国では、平成22年7月14日に(株)四国中央テレビ(愛媛県)と四国中央市(愛媛県)がデジアナ変換を開始し(全国で最初に実施)、34事業者が導入。

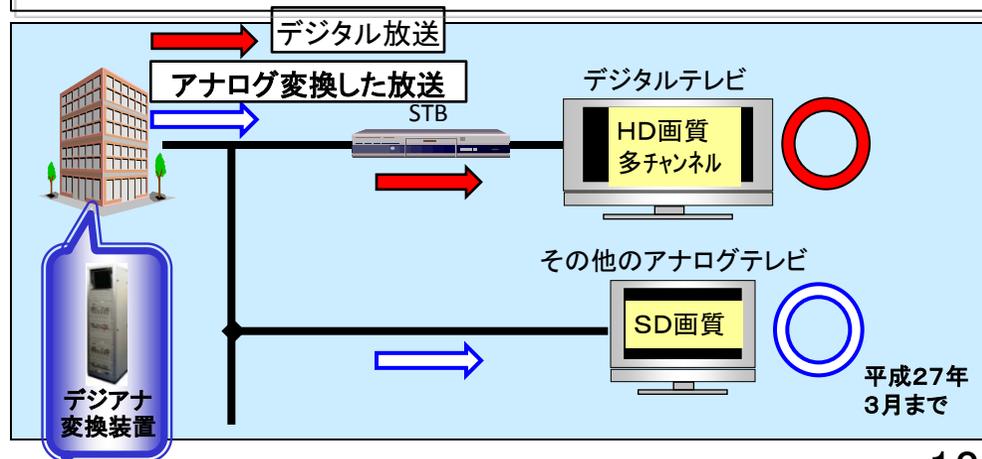
アナログ放送停波後

ケーブルを経由して各加入者にデジタル放送のみが再送信されるため、STBを接続したテレビ以外のアナログテレビは視聴不可



デジアナ変換の暫定的導入

暫定的措置としてケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送をアナログ放送に変換して再送信することにより、アナログテレビでも一定期間視聴可能



Ⅱ-6 アナログ放送終了周知(平成23年7月アナログ放送画面)

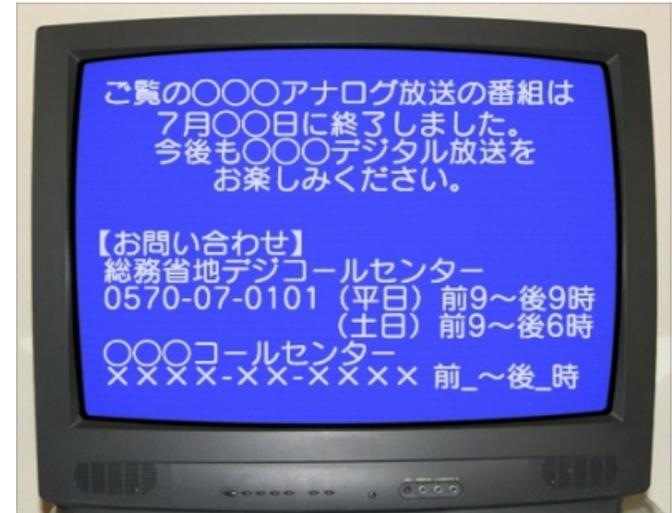
7月1日～24日正午

カウント
ダウン
表示



7月24日正午～

ブルーバックの「お知らせ画面」に全面移行(24時までには停波)



定期的に全画面スーパーもしくはブルーバック等の「お知らせ画面」を短時間挿入

7月25日～



Ⅱ-7 アナログ停波時(平成23年7月24日)の状況

	施設数等				四国		備考
	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	施設数等	デジタル化率	
辺地共聴	283施設	46施設	595施設	455施設	1,379施設	100%	・ 暫定衛星対策となった施設へは、その後恒久対策を実施
集合住宅共聴	約0.8万施設	約1.3万施設	約1.7万施設	約0.8万施設	約4.6万施設	100%	
受信障害対策共聴	約380施設	約810施設	約2,100施設	約410施設	約3,700施設	100%	
チューナー支援	約1.5万件	約1.1万件	約1.8万件	約1.4万件	約5.7万件	-	
新たな難視	133地区 (区域外波の101地区含む)	45地区 (区域外波の5地区含む)	213地区 (区域外波の4地区含む)	151地区	542地区 (区域外波の110地区含む)	100%	・ 暫定衛星対策となった地区へは、その後恒久対策を実施

Ⅱ-8-① 周波数リパック(平成23～24年)

1 周波数再編リパック

- 四国管内で、53チャンネル以上を使用している中継局(7局)については、13～52チャンネルへ移行。
- 対策にあたっては、新聞、放送及び自治体広報誌等による事前周知や、デジサポによるチラシ配布、訪問対応等を実施し、また、チャンネル移行の前後には、デジサポが「現地対策事務所」を開設し受信者対応を実施。

	局名	対象自治体	世帯数 (想定)	チャンネル変更時期
1	北条立岩	松山市の一部	382	平成23年9月5日～9月11日
2	土居	新居浜市及び四国中央市の各一部	1,350	平成23年10月3日
3	生名	上島町の一部	1,203	平成23年10月24日
4	津島	宇和島市の一部	1,848	平成23年11月7日～11月20日
5	八幡浜	八幡浜市、西予市及び伊方町の各一部	3,579	平成23年11月7日～平成24年2月26日
6	新八幡浜	八幡浜市及び伊方町の一部	12,994	平成23年11月7日～平成24年2月26日
7	長浜蘆生	大洲市の一部	248	平成23年11月21日

・世帯数は、計算機のシミュレーションにより想定される数。

Ⅱ-8-② 周波数リパック

2 受信環境改善リパック

○ 受信状況を改善するため、四国管内では、2つの中継局でリパックを実施。

	局名	対象自治体	世帯数 (世帯数)	チャンネル変更時期
1	阿波	阿波市、吉野川市及び美馬市の各一部	33,677	平成24年7月2日
2	大三島	今治市の一部	4,000	平成24年4月5日～4月18日

※ 周波数再編リパックとは

- 地上デジタル放送は、13～52チャンネルで放送することとしており、アナログ放送の時に使用していた53～62チャンネルは、移動通信用として利用。
- しかしながら、アナログ放送とデジタル放送を同時に放送することでチャンネルがひっ迫していたことから、デジタル放送においても一時的に53～62チャンネルを使用。
- 平成23年7月にアナログ放送が終了したことから、53～62チャンネルを使用していたデジタル中継局のチャンネルを、平成24年7月24日までに13～52チャンネルに移行。

Ⅱ-9-① 送信側対策(新たな難視地区対策)(平成23~24年)

1 アナログ放送終了後の放送局の送信条件変更

- 徳島局(徳島県) NHK及び四国放送株
鳴門市鳴門町(110世帯)の受信改善のため、平成24年1月に送信抑制を解除。
- 西讃岐局(香川県) NHK
三豊市詫間町、三豊市三野町の受信改善(143世帯)のため、平成23年12月に送信抑制を解除。
- 新居浜局(愛媛県) (株)あいテレビ及び(株)愛媛朝日テレビ
今治市吉海町(2世帯)の受信改善のため、平成23年10月に送信抑制を解除。
- 北条局(愛媛県) NHK、南海放送(株)、(株)テレビ愛媛、(株)あいテレビ及び(株)愛媛朝日テレビ
松山市野忽那(4世帯)の受信改善のため、平成24年6月に送信諸元を変更。

徳島局



西讃岐局



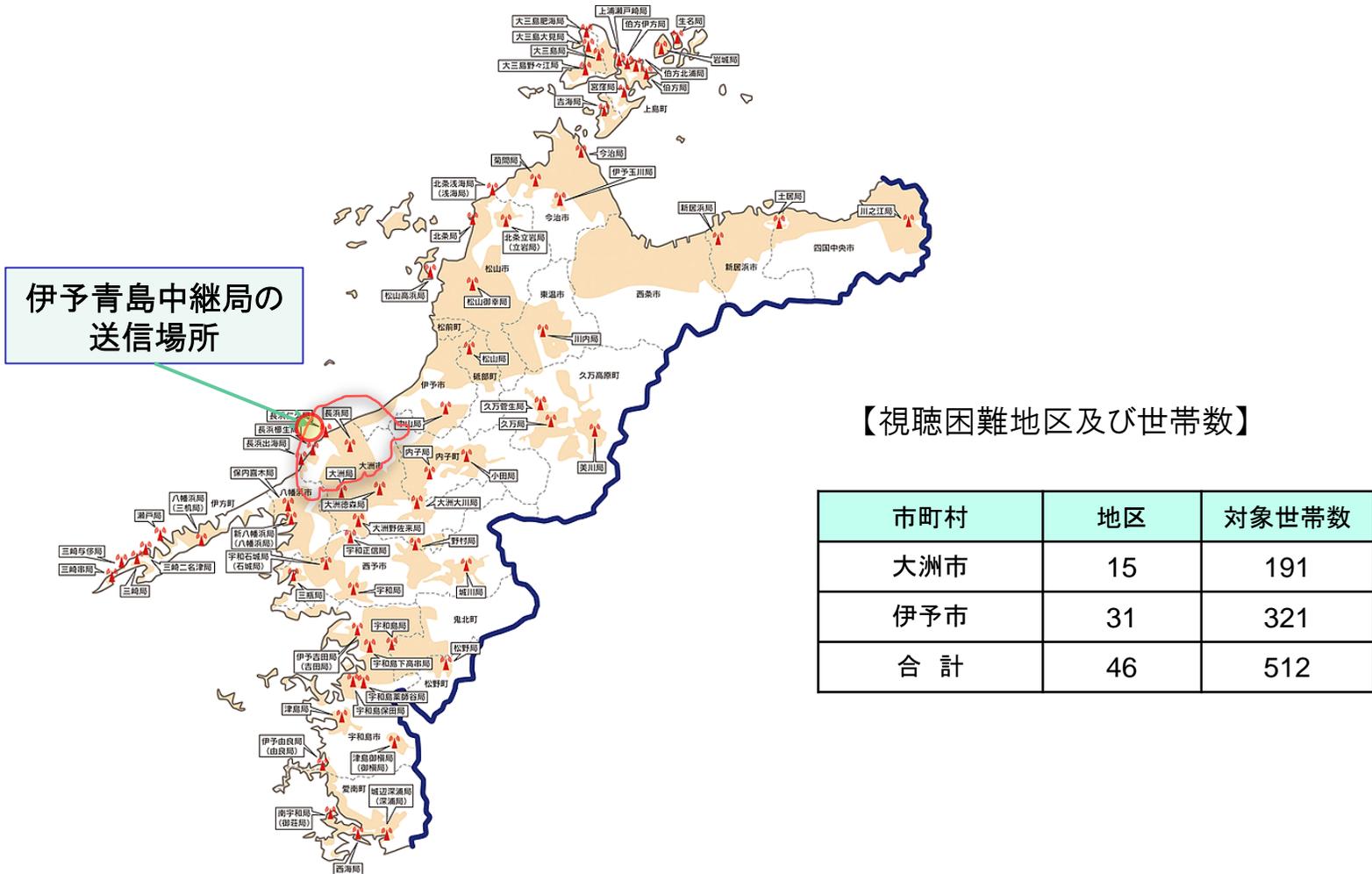
北条局



Ⅱ-9-② 送信側対策(新たな難視地区対策)

2 アナログ放送終了後の中継局の新設

○ 愛媛県伊予市双海地区～大洲市長浜町にかけて発生しているデジタル視聴困難地区(46地区512世帯)の受信改善を目的として、平成24年2月に伊予青島中継局を開局。



Ⅱ-10 新たな難視対策世帯の推移

アナログ放送終了(平成23年7月24日)以降の新たな難視等※の地上デジタル放送難視対策世帯数の進捗状況の推移

	平成23年度 末残数	平成24年度 末残数	平成25年度 末残数	平成26年 12月末残数	平成26年度末 残数(予定)
徳島県	59	39	14	23	0
香川県	179	5	5	1	0
愛媛県	627	132	67	3	0
高知県	174	19	9	0	0
四 国	1,039	195	95	27	0

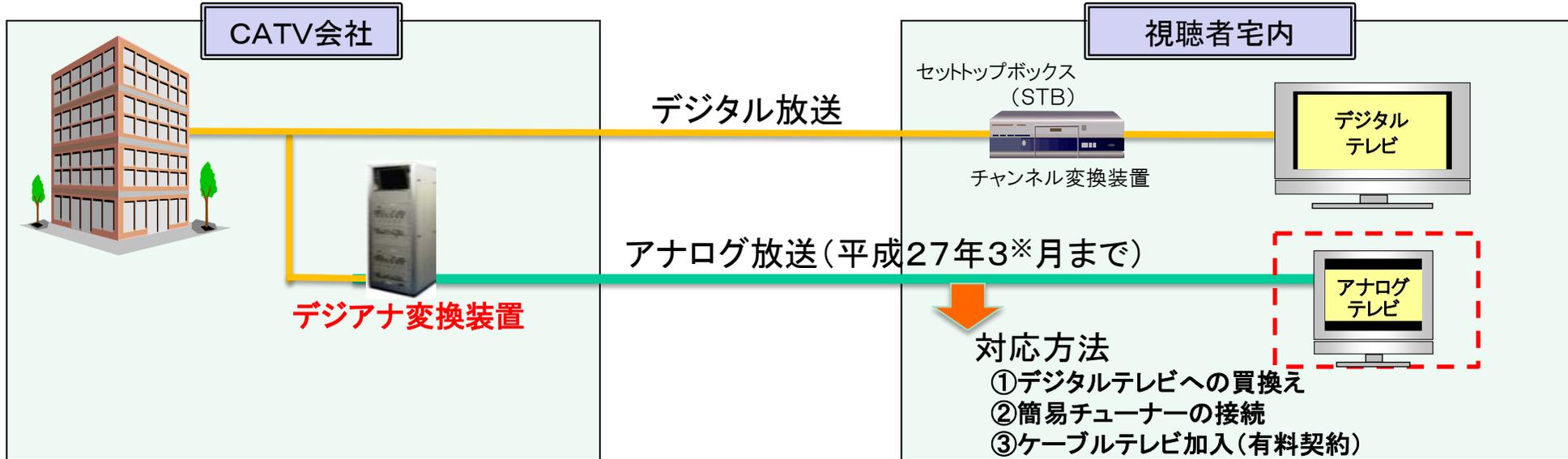
※1 「新たな難視等」とは、使用する電波の違い等により、アナログ放送は受信可能であるが地上デジタル放送が良好に受信できないもの等。

※2 残数は、その時点で地上デジタル放送難視対策を希望する世帯数の集計であるため、対策を辞退した世帯に対し「対策辞退の意思再確認の調査」を実施する過程で、対策希望に復活する場合がある。そのため、徳島県の「平成25年度末残数」より「平成26年12月末残数」が多くなっている。

Ⅱ-11 デジアナ変換サービスの終了(平成22~27年)

デジアナ変換

デジアナ変換とは、アナログ停波後もアナログテレビを利用できるように、ケーブルテレビ事業者がデジタル放送をアナログ放送に変換して番組を提供。



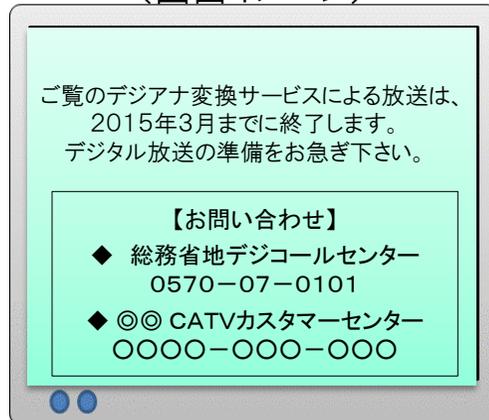
※CATV事業者によって終了日が前後する場合があります。

画面による周知方法

【ブルーバック】

一定時間番組を中断し、告示文字を表示する。

(画面イメージ)



アナログテレビ

(画面イメージ)



【告知テロップ】

(現在、常時放送中)

- ・ 表示されない場合があります。
- ・ 放送映像に文字は重なりません。

Ⅲ 地上デジタル放送 関連の主な支援の実績

Ⅲ-1 円滑な移行のための環境整備・支援

○ 2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行のため、国民に円滑に地上デジタル放送に移行していただく観点から、必要な施策を総合的に実施

国民への説明・相談体制等の強化

- テレビ受信者支援センター(デジサポ)を全都道府県に設置し、国民へのきめ細かな説明・働きかけ等を実施

円滑な移行が困難な方への支援

- 経済的に困窮度の高い世帯等に対して受信機器購入等を支援
- 高齢者・障害者等に対し、受信説明会の開催、戸別訪問等

送受信環境の整備等

- デジタル中継局の整備支援
- 共聴施設のデジタル化支援
- デジアナ変換の導入による受信環境整備の推進
- 新たな難視地区に対する受信側対策の支援
- 暫定的な衛星利用による難視聴対策



Ⅲ-2 受信者への支援(テレビ受信者支援センター)

個別的・専門的な相談対応(電話、訪問等)平成20年設置



総務省 テレビ受信者支援センター
(平成21年2月から、全県で業務開始)

一般的な相談対応(電話)平成15年設置

総務省 地デジコールセンター

電話：**0570-07-0101**

(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

※IP電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は**03-4334-1111**で、お受けいたしております



① 受信相談への対応



- コールセンターで原因が特定できない相談は、必要に応じ支援センターが訪問対応。
- 受信方法の助言等を行う。

② 受信状況の調査



- 測定車による調査で受信不良地区を把握。
- 放送事業者や関係団体に情報提供し、円滑な受信者対応へ反映。

③ 説明会、訪問対応



- 校区や公民館単位での説明会の開催等
- 高齢者、障害者等を戸別訪問し、地デジの基礎から説明。

④ 共聴施設のデジタル化の促進

Ⅲ-3 地デジチューナーの支援

地上デジタル放送への移行後も新たな難視の恒久対策が必要な低所得世帯等に対し、引き続きアナログテレビ台で地上デジタル放送を視聴するために必要な地デジチューナー等の支援を実施。さらに、支援した地デジチューナーの適正管理及び支援を受けた世帯からの問い合わせに対応。

1 スキーム

① 実施主体 : 民間法人等

② 支援対象 :

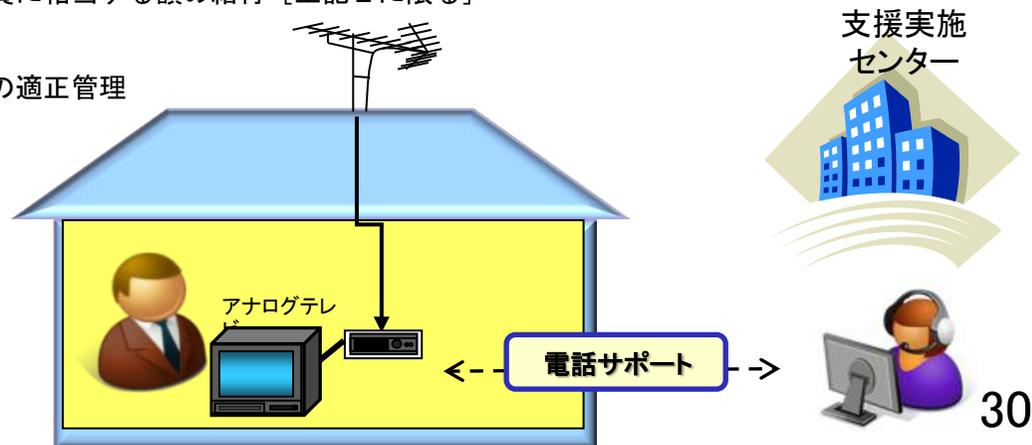
- I 暫定的な衛星利用により地上デジタル放送を視聴している世帯のうち、NHK放送受信料全額免除となっている世帯
- II 「東日本大震災」に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部により、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生時（平成23年3月11日）の居住地域が「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」または「緊急時避難準備区域」の設定を受け、その設定が1か月以上継続していた世帯で、自宅へ帰還した世帯
- III デジアナ変換により地上デジタル放送を視聴している世帯のうち、NHK放送受信料全額免除となっている世帯

③ 補助対象 :

- I 恒久対策計画に基づいて行われる対策工事費用のうち支援対象世帯の負担に相当する額の給付 [上記Iに限る]
- II 簡易な地デジチューナーの無償給付及びアンテナ等の改修経費に相当する額の給付 [上記IIに限る]
- III 簡易な地デジチューナーを無償給付する。 [上記IIIに限る]
- IV 地デジチューナー等の支援で無償給付した地デジチューナーの適正管理
- V 支援を受けた世帯からの問い合わせ対応

④ 補助率 : 10/10

2 平成21年度～申込期限:平成27年6月30日まで



Ⅲ-4 デジタル中継局の整備に対する支援

地上デジタル放送への移行に伴い発生した「新たな難視」地区の対策として、当該地区の難視聴解消を目的とするデジタル中継局の整備及び置局格差を解消するためのデジタル中継局の整備に対し支援を実施。

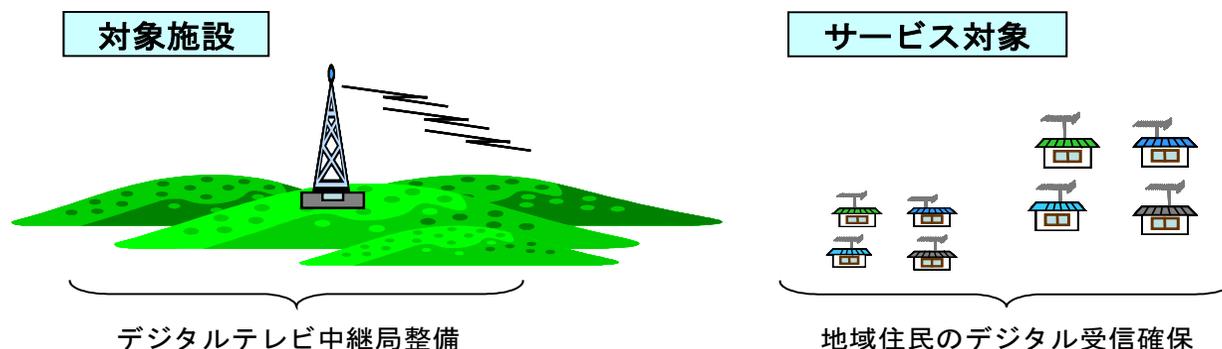
1 補助スキーム

・ デジタルテレビ中継局整備事業

- (1) 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者
- (2) 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）
- (3) 補助率 1 / 2、新たな難視地域の解消を目的とする場合は 2 / 3

2 平成19年度～平成26年度

四国 事業件数 46件、補助額 約3億600万円（暫定値）



Ⅲ-5-① 辺地共聴施設への支援

山間部等において地上デジタル放送を受信するために共聴施設を改修又は新設する者に対して、国がその整備費用の一部を補助。

1 補助スキーム

(1) 有線共聴施設及び無線共聴施設の場合

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象
 - ・ 有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等
 - ・ 無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等
- エ 補助率：既設共聴施設を改修する場合 → 1/2
 新たな難視地区において
 共聴施設を新設する場合 → 2/3
 (ただし、1kmを超える伝送路整備(平成24年度からは300m
 を超える伝送路整備)は10/10)

(2) ケーブルテレビへの移行

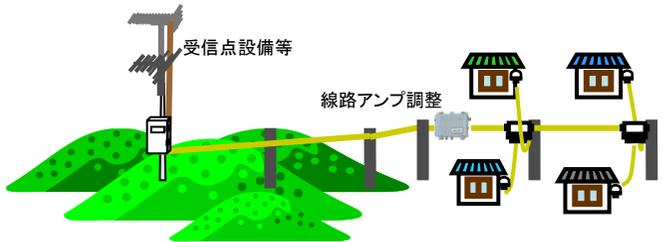
- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象：ケーブルテレビへ移行する場合の初期費用及び既設施設の撤去費用
- エ 補助率：1/2

有線共聴施設・ケーブルテレビへの移行の場合は、各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象

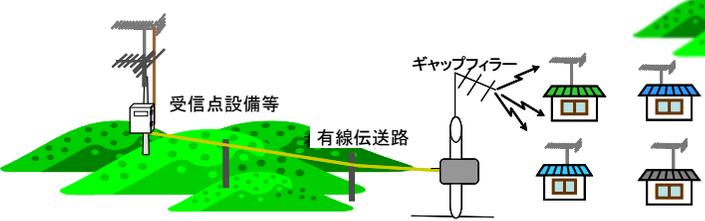
2 平成19年度～平成26年度

四国 事業件数 392件、補助額 約9億9,600万円(暫定値)

【有線共聴施設】



【無線共聴施設】



【ケーブルテレビへの移行】



Ⅲ-5-② 受信障害対策共聴施設への支援

全国に約5万施設、約606万世帯が利用している受信障害対策共聴施設については、原因者の特定が困難である等のため、デジタル化が進展していない状況であったため、施設のデジタル化改修等についての国による支援を実施。

1 補助スキーム

(1) 共聴施設のデジタル化支援

① 共聴施設の改修

ア) 事業主体：共聴施設の管理者
(民間法人等を経由して補助)

イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の改修費等

ウ) 補助率：1/2

② 共聴施設の新設

ア) 事業主体：共聴施設の管理者
(民間法人等を経由して補助)

イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の設置費等

ウ) 補助率：2/3

③ ケーブルテレビへの移行

ア) 事業主体：共聴施設の管理者(※)
(民間法人等を経由して補助)

(※) 新設の代替の場合は、受信障害地域で組織される団体の代表者

イ) 補助対象：事業主体が有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要となる初期費用
(幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費、撤去費、契約料)

ウ) 補助率：1/2 (①、②のケースともに)

(2) 紛争相談窓口(仮称)の設置・運営

① 事業主体：民間法人等

② 補助率：10/10

2 平成21年度～平成23年度

四国

(1) ① 共聴施設改修

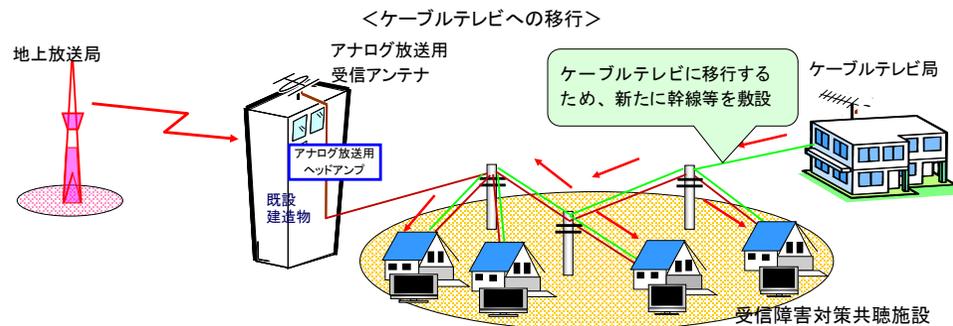
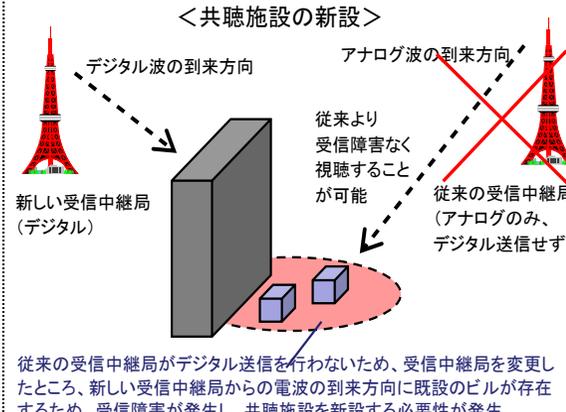
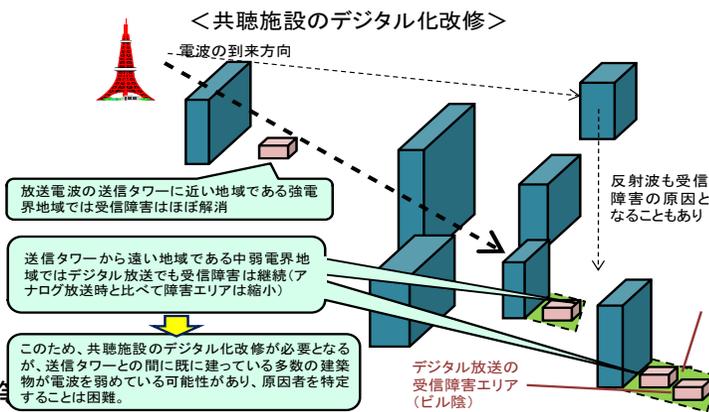
事業件数 20件 補助金額 約3,400万円(暫定値)

② 共聴施設新設

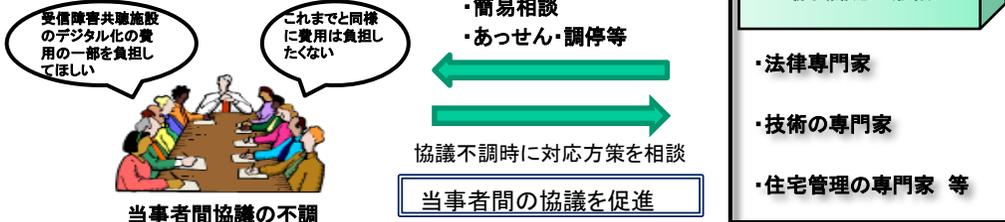
事業件数 0件

③ ケーブルテレビ移行

事業件数 46件 補助金額 約4,400万円(暫定値)



【スキーム】 紛争相談窓口(仮称)の設置・運営に対する補助金



Ⅲ-5-③ 集合住宅共聴施設への支援

全国の約200万棟、約1900万戸の集合住宅のデジタル化対応促進のため、デジタル化対応費用が著しく過重となる場合を対象に、施設のデジタル化改修及びケーブルテレビへの移行について国がその費用の一部を補助。

1 補助スキーム

集合住宅共聴施設のデジタル化支援

① 事業主体 : 共聴施設の管理者(民間法人等を経由して補助)

② 補助対象 :

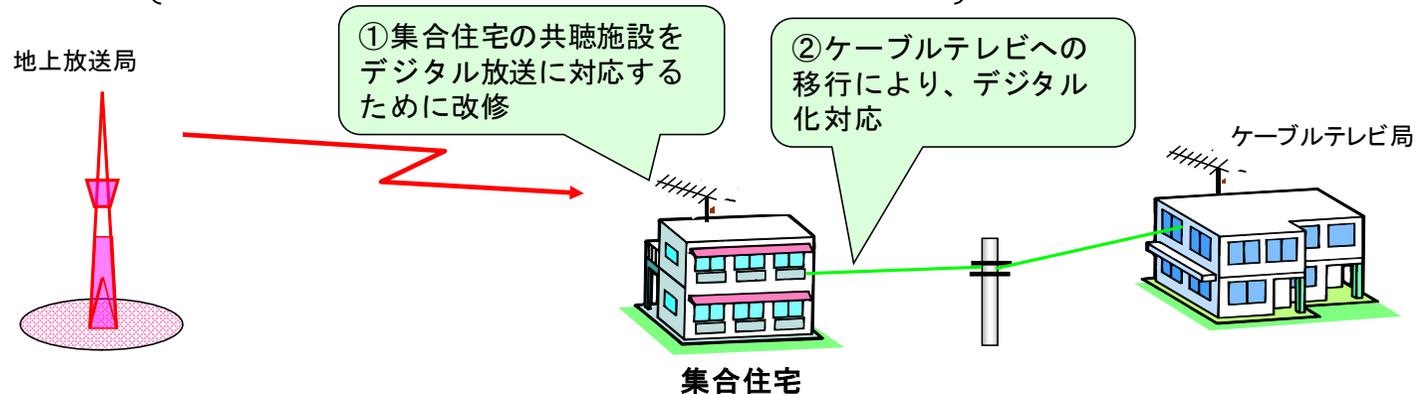
(共聴施設の改修の場合)受信点設備、棟内伝送路の改修費等(※)

(※)ケーブルテレビでアナログ放送を受信している集合住宅における、地上デジタル放送をアンテナで直接受信するための改修費及びケーブルテレビでデジタル放送を受信するための棟内設備の改修費を含む。

(ケーブルテレビ移行の場合)有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要な初期費用(※)

(※)幹線工事費、引き込み工事費、棟内工事費、契約料

③ 補助率 : 1/2 [各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象]



2 平成21年度～平成23年度

四国 事業件数 113件 補助額 約3,500万円(暫定値)

Ⅲ-6 デジアナ変換導入への支援

共聴施設の巻き取りに際してデジアナ変換の導入が必要なケーブルテレビ事業者について、ヘッドエンド施設に対するデジアナ変換の導入に要する費用の一部について国が補助。

1. 補助スキーム

(1) デジアナ変換導入

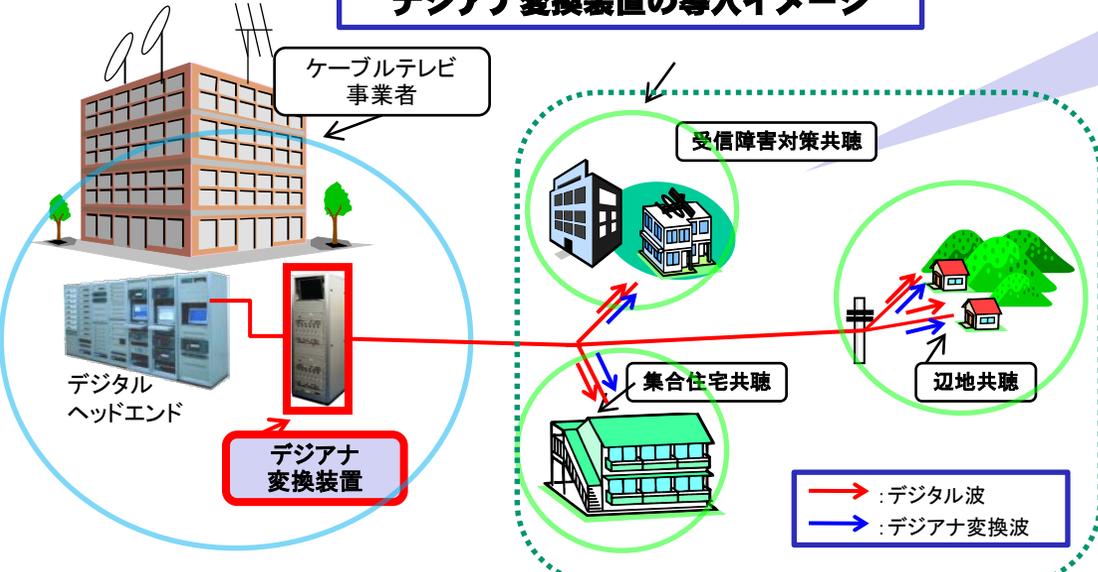
- ① 事業主体 : デジアナ変換の導入を前提として巻取りを行う有線テレビジョン放送事業者(営利法人、第三セクター、市町村、公益法人等)
- ② 補助対象 : デジアナ変換装置、中継線、光送受信機 (設置・調整のための工事費を含む)
- ③ 補助率 : 2/3

(2) 混信障害調査費

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 補助率 : 10/10

共聴施設では、加入者の過半数の賛成での組合としての合意形成が必要
→自らの意志決定だけでは受信環境を整備できない

デジアナ変換装置の導入イメージ



共聴施設では、多くの世帯がデジタルテレビを保有していないため、合意形成が難航

施設管理者から要望を受けたケーブルテレビ事業者による「デジアナ変換」の導入を支援

ケーブルテレビ事業者の「デジアナ変換」の実施により、アナログテレビの買い換えの出来ない世帯等の賛同を得ることで合意形成を促進

共聴施設のデジタル放送視聴環境の整備を加速

2. 平成22年度～平成23年度

四国(デジアナ変換導入) 事業数 16件、補助額 約4,500万円(暫定値)

Ⅲ-7 新たな難視対策

地上デジタル放送の電波が届かない過疎、離島などの「新たな難視」地区の解消に向けた受信側対策（ケーブルテレビ等移行対策、高性能等アンテナ対策、共聴新設）の民間法人等を経由して支援。また、受信側対策実施に必要な受信点調査や概念設計等を支援する技術・相談サポートを実施。

1 補助スキーム

(1) ケーブルテレビ等移行対策（民間法人等を経由して補助）

① 受信者のケーブルテレビ等への移行

- ア 事業主体: ケーブルテレビ等への移行を行う者
- イ 補助対象: ケーブルテレビ等との契約料等
- ウ 補助額: 定額(上限3万円)
[事業費から3万5千円を除いた額]

② ケーブルテレビの幹線設備の整備

- ア 事業主体: 市町村又は有線放送設備設置者
- イ 補助対象: ①の対策の実施に必要なケーブルテレビの幹線設備の整備に必要な経費
- ウ) 補助率: 2/3

(2) 高性能等アンテナ対策(民間法人等を経由して補助)

- ① 事業主体: 高性能等アンテナ対策を行う者
- ② 補助対象: 高性能等アンテナ対策に必要な経費等
- ③ 補助率: 2/3 (ただし、敷地外の伝送路整備部分は10/10)

(3) 共聴新設(民間法人等を経由して補助)

- ① 事業主体: 市町村又は共聴組合
- ② 補助対象: 共聴施設を新設する場合に必要な経費
- ③ 補助率: 2/3 (ただし、300mを超える伝送路整備部分は10/10)

(4) 技術・相談サポート

- ① 事業主体: 民間法人等
- ② 実施業務: (1)①から③の対策等の実施に必要な調査、概念設計等の技術的支援((1)①イの幹線設備の整備を除く。)
- ③ 補助額: 定額

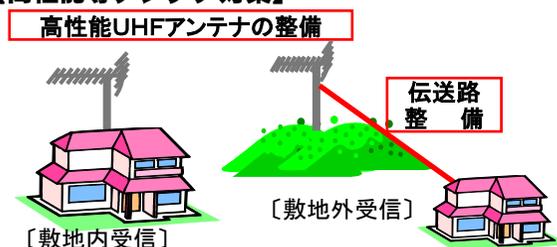
2 平成22年度～平成26年度

四国	(1)①ケーブルテレビ等加入対策	事業件数	13,054件、補助金額	約3億8,700万円(暫定値)
	②ケーブルテレビ幹線対策	事業件数	6件、補助金額	約3,200万円(暫定値)
	(2)高性能アンテナ対策	事業件数	269件、補助金額	約1億7,800万円(暫定値)
	(3)共聴施設対策(新設)	事業件数	89件、補助金額	約5億9,500万円(暫定値)

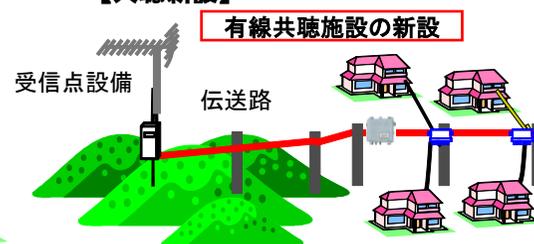
【ケーブルテレビ等移行対策】



【高性能等アンテナ対策】



【共聴新設】



Ⅲ-8 暫定的な衛星利用による難視聴対策

2011年7月のアナログテレビ放送の終了に向けて、あらゆる努力を行ったとしても、地上系の放送を受信できなくなる視聴者が生じてしまうことがないように、地上系の放送基盤が整備されるまでの間、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じた地上デジタル放送の放送番組を再送信する者に対し、国が再送信に要する費用を補助するとともに、当該放送の受信に要する対策を実施。

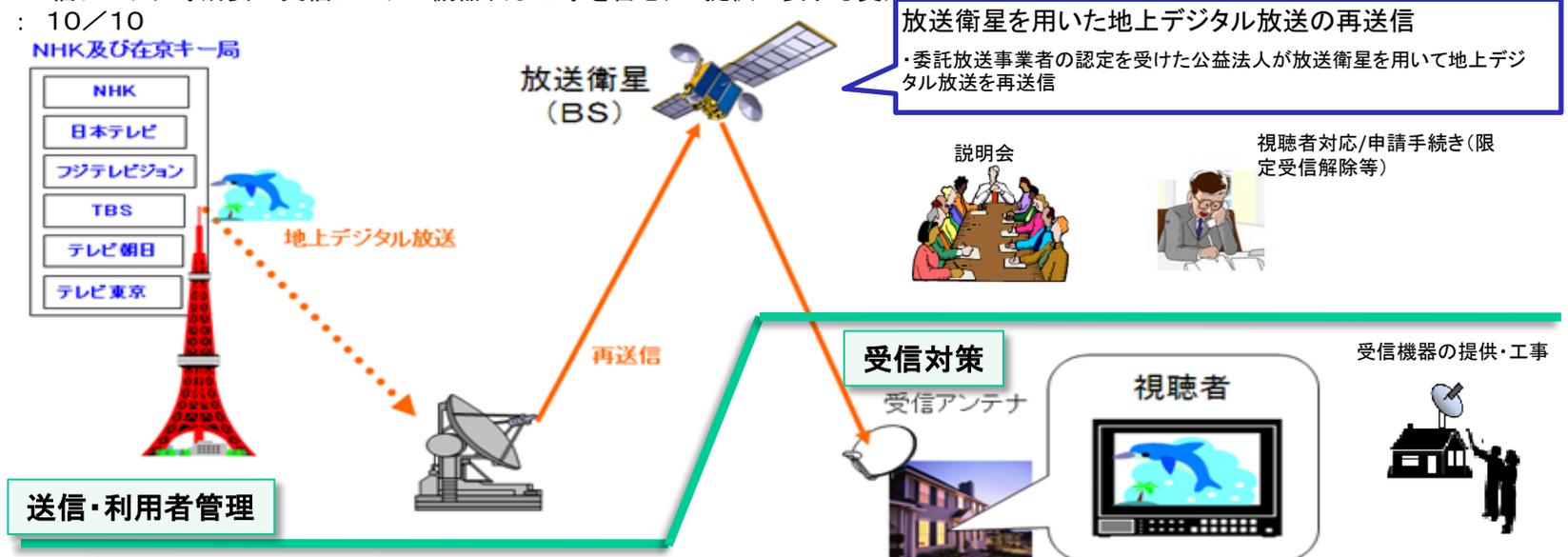
1 補助スキーム

(1) 送信・利用者管理事業

- ① 事業主体 : 民間法人等(放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再送信を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人)
- ② 対象事業 : 放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信(委託放送事業)及び当該放送の利用者管理に要する費用
- ③ 補助率 : 2/3

(2) 受信対策事業

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 対象世帯 : 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象世帯(既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。)に対する衛星放送受信機器(受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む)の提供に要する費用。
- ③ 補助率 : 10/10



2 平成21年度～平成26年度

四国(受信対策事業) 2,103世帯(暫定値)

Ⅲ-9 デジタル混信対策

地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象であるデジタル混信を解消又は防止するための対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部又は全部を補助。

1 補助スキーム

- ① 事業主体： 民間法人等
- ② 対象地域： デジタル混信が発生している地域、デジタル混信の発生を防止するための対策が必要な地域
- ③ 補助対象：
 - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率1/2
 - イ 放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事 等）：補助率2/3
 - ウ 受信者施設の改修工事（高性能アンテナ工事 等）：補助率10/10
 - エ 電波異常伝搬現象を起因として大規模に発生する混信の総合対策：補助率10/10
 - オ 外国波を起因として発生する混信の総合対策：補助率10/10

2 平成22年度～平成26年度（平成27年度継続）

四国 事業件数 78件、補助金額 約2,600万円（暫定値）

